

(平成23年12月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	21 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	19 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から同年6月まで

私は、会社を退職した翌月の昭和51年4月に国民年金の加入手続をし、以後、保険料を納付していた。同年同月から婚姻した10月までの6か月間はパート勤務をしており、その期間の生活にも変化は無かったので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、退職後の昭和51年4月に国民年金の加入手続を行い、以後、国民年金保険料を納付していたと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の同記号番号の被保険者の状況から、申立人は同年同月に加入手続を行ったものと推測され、申立人が主張するとおり速やかに加入手続が行われたことが確認できる。

また、申立人の国民年金加入期間において保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、かつ3か月と短期間である上、申立人は婚姻後も国民年金に任意加入し、保険料の納付を継続している上、昭和52年度からは保険料を前納しているなど、申立人の国民年金に対する関心及び保険料納付の意識は高かったものと考えられ、加入当初である申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から同年3月まで

私は、結婚のために転居した後、転入した市の市役所で申立期間の保険料をまとめて納付した記憶があるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立期間前後の期間の国民年金保険料も遅滞なく納付されており、申立期間の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

また、申立人は、結婚のため転居した後、転入した市の市役所で保険料を納付したと述べているところ、同市の被保険者名簿には、昭和53年3月15日に、同年2月23日付の転入届とともに、婚姻に伴う氏名変更及び住所変更の届出があった旨の記載があり、申立人が述べるとおり、比較的速やかに必要な手続が行われたことが確認できる上、同届出時点で申立期間の保険料は現年度に当たるため、市役所での保険料の収納も可能である。

さらに、オンライン記録及び申立人の年金手帳によると、申立人は昭和53年2月23日付で任意加入被保険者の資格を取得しており、任意加入の申出を行っていないながら、保険料を納付しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 事業所における資格取得日に係る記録を同年 3 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 3 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月 1 日から 46 年 4 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

申立期間において A 事業所に勤務しており、一部期間であるが給料支払明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 46 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間について、申立人が提出した給料支払明細書、A 事業所の元事業主の回答等から、申立人は、当該期間において A 事業所に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料控除額から、3 万 3,000 円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A 事業所は昭和 46 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所でないことが確認できるが、商業登記簿謄本によると、当該事業所は 44 年 5 月 15 日に法人として設立登記されている上、元事業主及び同僚の証言から、申立期間において 5 人以上の従業員が常時勤務していたことが推認でき、当該事業所は、当時の厚生年

金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

他方、申立期間のうち、昭和 45 年 10 月 1 日から 46 年 3 月 1 日までの期間について、A 事業所の元事業主の回答、複数の同僚の証言等から、申立人が当該事業所に勤務していたことはうかがえるものの、申立人の入社日に係る証言を得ることができず、申立人が勤務を始めた日を特定することができない。

また、A 事業所の給与担当者は、「申立人が入社してからしばらくの間は厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料を控除していなかった。」と回答している。

さらに、申立人は当該期間に係る給料支払明細書を所持しておらず、A 事業所は既に解散しており、当時の資料は保存されていないことから、当該期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除についての関連資料を確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和53年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年11月26日から同年12月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A事業所に勤務していた申立期間における加入記録は確認できないとの回答を得た。A事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の事業主及び複数の同僚は、「申立人は申立期間当時、勤務していた。」と証言しており、前述の事業主は、「社会保険の手続きは自分が行っていた。申立人の給与から申立期間の保険料を控除していた。」と回答していることから、申立人は申立期間において当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和53年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A事業所は昭和53年11月26日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、商業登記簿謄本から、申立期間も法人であったことが確認できる上、事業主は、「適用事業所でなくなった旨の届出を昭和53年11月26日とした理由は不明だが、間違えたのだと思う。」と証言していることから、当該事業所は申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 4 月 1 日から同年 12 月 2 日まで
年金事務所からの連絡で、A事業所における申立期間の標準報酬月額が減額訂正されていることが分かったが、申立期間も訂正前と同じ給与額をもらっていたので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 9 年 12 月 2 日）の後の平成 9 年 12 月 26 日付けで、28万円に遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、A事業所の閉鎖登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、取締役の一人であったことが確認できるが、当該事業所の元代表取締役は、「申立人は取締役であったが、営業を担当しており、会社の経営や事務には関与していなかった。」と証言しており、複数の元従業員も、申立人が社会保険事務に関与していなかったことを証言している。

さらに、A事業所が加入していたB厚生年金基金が保管する資料から、平成 9 年 12 月に、A事業所の取締役部長がB厚生年金基金に対し、自らを含む申立人、代表取締役及びその妻の4人の標準報酬月額を遡って減額訂正する届出を、会社の代表印無しで行っていたものと考えられることから、申立人は、社会保険事務について権限を有しておらず、自らの標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有

効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額
は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 59 万円に訂正することが必要で
あると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を 39 万 3,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 5 日

B 基金からの連絡により、申立期間に係る標準賞与額の記録は、賞与明細で確認できる総支給額と比較して低いことが分かった。

申立期間について、実際の総支給額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与明細により、申立人は、申立期間において、39 万 3,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立期間に係る賞与について、申立人の主張どおりの届出及び厚生年金保険料の納付を行っていない。」と回答しており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 2 月 10 日から 38 年 3 月 17 日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間は同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間に係る事業所は、「脱退手当金に関する説明は行っていない。」と回答しており、申立期間当時の社会保険事務担当者は、「申立人の退職理由は結婚ではないので、脱退手当金の説明はしておらず、申立人は脱退手当金について知らなかったと思う。」と証言している上、申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年 3 月 17 日の前後 2 年以内に資格を喪失した被保険者期間を 2 年以上有する女性被保険者のうち、脱退手当金の支給記録がある者は申立人のみであることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 7 月 1 日から 15 年 1 月 1 日まで
年金事務所からの通知により、A事業所に勤務していた申立期間当時の標準報酬月額が給与明細書の総支給額より低額となっていることが分かったので、実際に得ていた給与に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、平成 15 年 2 月 26 日付けで、遡って 28 万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A事業所の商業登記簿謄本から、申立人は、役員でなかったことが確認できる上、申立期間において、雇用保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、申立人は、「A事業所の元事業主の指示で標準報酬の月額変更届を提出した。届書の代表者印は元事業主が押した。月額変更届を提出するときに遡及訂正のことがあったが、元事業主に逆らうことができなかった。」と主張しており、A事業所の元事業主は、「申立人は経理の責任者であったが、経営には関与しておらず、社会保険事務についても権限は無く、申立人が独断で決定することはできなかった。代表者印は自分が管理していた。」と証言しており、複数の元役員及び元従業員も、全ての決定権は元事業主にあり、申立人に決定権は無かったと証言している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 41 万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA船舶所有者における資格取得日に係る記録を昭和30年4月6日、資格喪失日に係る記録を同年7月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月6日から同年7月26日まで
(A船舶所有者B船舶)
② 平成3年1月頃から6年2月21日まで
(C事業所)

年金事務所に加入記録を照会したところ、申立期間①について、船員保険に加入していた事実はない旨の回答を得たが、A船舶所有者のB船舶に甲板員として乗船勤務しており、船員手帳も所持しているため、当該期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②について、C事業所では40万円以上の給与だったと記憶するが、標準報酬月額が低く記録されているため、正当な額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持する船員手帳により、申立人は、当該期間において、A船舶所有者に雇用され、B船舶の甲板員として歩合3,000円で勤務していたことが確認できる。

また、申立人が申立期間①に勤務していたB船舶の元船長及び申立人が自分と同じ甲板員であったと記憶する複数の元同僚は、A船舶所有者の船員保険被保険者名簿において、当該期間に係る船員保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、「A船舶所有者の船で、申立人と一緒に甲板員として勤務してい

た。」と証言する元同僚は、オンライン記録において、申立期間①における船員保険の被保険者期間が確認できる。

加えて、昭和 30 年 3 月 1 日に船員保険の被保険者資格を喪失した B 船舶の元甲板員は、「自分及び同僚も船員保険に加入しており、船舶所有者は乗組員全員を船員保険の被保険者にしていたはずである。ましてや、漁に出た際に B 船舶は破損し、命がけで帰ってきた経験があり、乗組員を船員保険に加入させていなかったとは到底考えられない。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、A 船舶所有者の B 船舶に乗船勤務し、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人が提出した船員手帳の記録から 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 30 年 4 月から同年 6 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②について、申立人が提出した普通預金移動明細表の給与振込金額から推察する報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額に大幅な差異は見られない。

また、雇用保険の給付記録によれば、申立人が C 事業所を離職した際の賃金月額は約 36 万 2,000 円となり、オンライン記録上の資格喪失時の標準報酬月額（36 万円）に見合っていることが確認できる。

さらに、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額と申立人と同様の職種であった複数の元同僚の標準報酬月額を比較したが、申立人の標準報酬月額のみが特段に低額であるという事情は見当たらない上、前述の元同僚の一人は、「当時の給与に比べて、特段に標準報酬月額が低いということはない。」と証言している。

加えて、C 事業所は、「従業員の報酬月額は、会計事務所が作成したデータを基に適切に社会保険事務所に届け出ている。」と回答しており、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる

関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和46年9月1日、資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②及び⑤について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、B事業所における当該期間の標準報酬月額に係る記録を申立期間②は5万2,000円、申立期間⑤は9万2,000円に訂正することが必要である。

申立期間③及び④について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録については、申立期間③は5万6,000円、申立期間④のうち、昭和48年12月は6万4,000円、49年1月及び同年2月は7万6,000円、同年3月から同年6月までは8万円、同年7月及び同年8月は8万6,000円、同年9月は8万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間②から⑤までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年9月1日から同年11月1日まで
② 昭和47年3月1日から同年10月1日まで
③ 昭和48年3月1日から同年10月1日まで
④ 昭和48年12月1日から49年10月1日まで
⑤ 昭和49年12月1日から50年1月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A事業所における申立期間①の加入記録が確認できないとの回答を得た。申立期間①

は、A事業所に勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②から⑤までについて、B事業所における当該期間の標準報酬月額、給与明細書の厚生年金保険料額から確認できる標準報酬月額と比較して低いので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が提出した給与明細書及び申立期間①当時の経理担当者の証言から、申立人が申立期間①において、A事業所に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の提出した給与明細書の保険料控除額から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和46年9月及び同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②及び⑤について、申立人が提出した給与明細書から、申立人は、申立期間②において5万2,000円、申立期間⑤において9万2,000円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間③及び④について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間③及び④の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書の保険料控除額又は報酬月額から、申立期間③は5万6,000円、申立期間④のうち、昭和48年12月は6万4,000円、49年1月及び同年2月は7万6,000円、同年3月から同年6月までは8万円、同年7月及び同年8月は8万6,000円、同年9月は8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②から⑤までの保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成5年6月から同年8月までは44万円、同年9月は41万円、同年10月は44万円、同年11月は38万円、同年12月は41万円、6年1月から同年3月までは44万円、同年4月は41万円、同年5月から7年6月までは44万円、同年7月は41万円、同年8月から同年10月までは44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月1日から7年11月7日まで
年金事務所に標準報酬月額の照会を行ったところ、申立期間の標準報酬月額が大幅に下がっていることが分かったので、給与明細書において確認できる総支給額及び厚生年金保険料額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間における申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書において確認及び前後の給与明細書から推認できる報酬月額又は厚生年金保険料額から、平成5年6月から同年8月までは44万円、同年9月は41万円、同年10月は44万円、同年11月は38万円、同年12月は41万円、6年1月から同年3月までは44万円、同年4月は41万円、同年5月から7年6月までは44万円、同年7月は41万円、同年8月から同年10月

までは44万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は誤った報酬月額を届け出たとしていることから、事業主は、給与明細書で確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格喪失日に係る記録を昭和28年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月25日から同年11月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。申立期間は、A事業所B工場から同事業所C工場へ異動した時期であり、A事業所に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された申立人に係る職員票及び当該事業所の回答から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（昭和28年11月1日にA事業所B工場から同事業所C工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所B工場における昭和28年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額記録については、41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 9 月 2 日から 63 年 10 月 1 日まで
② 平成 5 年 6 月 1 日から 9 年 4 月 21 日まで

年金事務所に標準報酬月額の照会を行ったところ、A事業所における申立期間①の標準報酬月額記録は、自分の記憶より低い金額となっており、申立期間②の標準報酬月額記録は、それ以前の記録に比べて大幅に下がっていることが分かったが、給与が下がった記憶はないので、申立期間①及び②について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、事業主の回答並びに申立人と同じ業務についていた同僚が提出した給与明細書及び複数の同僚の証言から、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録を41万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は事務の誤りを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人は標準報酬月額の相違について申し立てているが、申立人は、給与明細書等の関連資料を所持していないことから、申立期間①に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することができな

い。

また、事業主は、「国に記録されている標準報酬月額に見合う報酬月額の届出を行ったが、当該届出に基づいて決定された標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたか否かは不明。」と回答しているところ、元役員が、申立人が入社した当時の最初の給与として述べている金額と申立人の標準報酬月額が一致している。

さらに、オンライン記録から、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額が遡及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1551

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 12 月から平成 2 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 12 月から平成 2 年 6 月まで

私が 20 歳になって 1 年以上経過した頃、20 歳まで遡った国民年金保険料の納付書が送付されてきた。納付書に記載されていた保険料額が高額であった上、それまで保険料納付について督促されたことも無かったので、大変驚いたことを記憶している。申立期間の保険料は、一度に全額金融機関で納付しており、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳到達から 1 年以上経過した頃に申立期間の国民年金保険料の納付書が送付されてきたため、金融機関でまとめて 20 万円程度を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の同記号番号の被保険者の年金記録から、申立人の国民年金加入手続は平成 4 年 7 月頃に行われたものと推認でき、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、この頃初めて行われた加入手続により、申立人は 20 歳到達時まで遡って被保険者資格を取得したものと考えられる。このことから、申立人は加入手続を行うまで、国民年金に未加入であったことになり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、上記加入手続時点では過年度であり、かつ時効前であった平成 2 年 7 月から 4 年 3 月までの期間の保険料が納付済みとされているところ、申立人は一度にまとめて保険料を納付したとしており、納付したとする金額（20 万円程度）も、実際に同期間を納付するのに必要となる金額（18 万 3,600 円）と近似することから、申立人は、同期間の保険料をまとめて過年度納付したことを申立期間の保険料納付と混同している可能性も否定できない。

さらに、申立人が居住する市の電算記録でも申立期間に係る保険料は未納

とされており、オンライン記録との齟齬^{そご}は無い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から53年11月までの期間及び平成5年11月から6年4月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年8月から53年11月まで
② 平成5年11月から6年4月まで

私は退職の都度、速やかに国民年金への加入と付加保険料の納付を申し込んだ覚えがある。申立期間について、定額保険料に加えて付加保険料も納付していたはずであり、付加保険料を納付したとされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、退職の都度、速やかに国民年金への加入手続と付加保険料納付の申出を行い、国民年金の保険料は、納付書を用いて金融機関で納付したと述べているが、申立人の記憶する付加保険料の金額は、実際と相違するほか、申立人が居住する市では、定額保険料と付加保険料とは一つの納付書で合計額を納付する仕組みであったことが確認できることから、定額保険料と付加保険料を一緒に納付していながら、5年以上にわたる申立期間①に係る保険料が、定額分については納付済みとなり、付加分については未納となるとは考え難い。

また、申立人は、特に申立期間②の6か月が、定額保険料のみ納付済みとされているのは納得がいかないとしているが、申立人の申立期間②に係る平成5年11月21日付けの国民年金被保険者資格は、6年5月の届出に基づき、遡って取得したものであることが市の電算記録から確認できるところ、i) 申立人は退職後の国民年金への加入手続と同時に付加保険料の納付を申し出たと述べていること、ii) 制度上、付加保険料は、申出をした日の属する月以後の各月について納付することが可能であり、申出前の各月について遡っ

て納付することはできないこと、iii) オンライン記録でも、申立期間②後の同年同月 6 日に付加保険料納付の申出があったとされていることなどから、申立期間②について、定額保険料のみが納付済みとされている年金記録に不自然さは無い。

さらに、市の電算記録でもオンライン記録と同様に、申立期間に係る保険料は定額保険料のみ納付済みとされており、付加保険料を納付していたことはいかがえない上、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 10 月 1 日から 14 年 8 月 6 日まで
ねんきん定期便で確認できる厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、A事業所において自分が得ていた報酬と比較して極端に低くなっているため、申立期間における標準報酬月額を、実際に得ていた報酬に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、62 万円と記録されていたところ、平成 14 年 10 月 9 日付けで、遡って 9 万 8,000 円に訂正処理されていることが確認できる。

しかし、A事業所に係る商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、A事業所では社会保険料の滞納があり、社会保険事務所（当時）に出向いたことがある。」と述べている上、A事業所と顧問契約のあった社会保険労務士事務所は、「申立期間当時、A事業所では社会保険料の滞納があり、申立人に係る標準報酬月額の遡及訂正は、社会保険事務所の担当者と申立人との話し合いのもと、行われたと記憶している。」と証言していることから、申立人は、代表取締役として、当該遡及訂正処理に係る事業所の意思決定に責任を有していたと考えるのが自然であり、会社からの届出がされていないにもかかわらず、社会保険事務所が、事業主である申立人の同意を得ずに、又は一切の関与も無しに、無断で申立人の当該期間に係る標準報酬月額の遡及訂正処理を行ったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額の記録訂正処理に関与しながら、当該標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年冬から 60 年春まで
又は 60 年春から同年夏まで

(A事業所)

② 平成 15 年夏又は秋から 16 年秋まで

(B事業所)

年金事務所に照会を行ったところ、過去に勤務していた事業所の加入記録が確認できないとの回答を得たが、申立期間①はA事業所、申立期間②はB事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の妻は、「申立人は、A事業所でC職として勤務していた。」としている。

しかし、D事業所(A事業所に係る厚生年金保険の適用事業所)は、「申立期間当時、4年から5年程度、継続して勤務している者のみ、社会保険に加入させていた。厚生年金保険に加入していない者の給与から保険料を控除することは無かったと判断する。」と回答している。

また、D事業所は、「健康保険、厚生年金保険、雇用保険は、必ず3点セットで加入させていた。」としているところ、申立人のA事業所における雇用保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和58年10月25日から61年11月21日までに被保険者資格を取得した全ての者の記

録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間②について、申立人の妻は、「申立人は、知人の紹介により、B事業所でE職として勤務していた。」としている。

しかし、F事業所（B事業所に係る厚生年金保険の適用事業所）の申立期間当時の事業主は、「履歴書の記録から、申立人の雇用形態はパートであることが確認できるので、社会保険に加入していないことは間違いない。社会保険に加入していない者の給与から保険料を控除することはあり得ない。」と回答している。

また、雇用保険の記録においても、申立期間における申立人の被保険者記録は見当たらないほか、G市に照会したところ、申立人は、平成15年10月27日に転入により国民健康保険に加入していることが確認できる。

さらに、オンライン記録において、F事業所で被保険者資格を取得した全ての者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月頃から 37 年 5 月 31 日まで

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会を行ったところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実はないとの回答を得たが、A事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B市にあったA事業所の現場事務所に勤務していた。」としているところ、申立人の詳細な記憶から、勤務期間については特定できないものの、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A事業所は、「申立期間当時から、社会保険に加入していた者の記録は管理しているが、申立人に係る資料は確認できない。申立人は現場採用と思われる。現場で採用された者の社会保険の手続について、本社で届出をすることはなかった。」と回答している。

また、申立期間当時、現場事務所で経理を担当していた者は、「申立期間当時、現場採用の者は社会保険に加入していなかった。現場事務所ごとに給与計算をしており、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と回答している。

さらに、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所として確認できるA事業所及びA事業所C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、申立期間において、当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得した全ての者の記録を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 3 月 1 日から 32 年 7 月 2 日まで
② 昭和 32 年 9 月 1 日から 33 年 10 月 1 日まで
③ 昭和 34 年 7 月 16 日から 38 年 9 月 1 日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年 9 月 1 日の前後約 2 年以内に資格を喪失した被保険者期間を 2 年以上有する女性は 20 人確認でき、資格喪失後 6 か月以内に転職し、他の事業所で厚生年金保険に加入していた 4 人を除く 16 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、13 人に脱退手当金支給記録があり、そのうち 9 人について資格喪失日から約 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の申立期間③に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 39 年 3 月 5 日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されているなど、一連の

事務処理に不自然さはいかたがえぬ。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月から同年 8 月まで
② 昭和 40 年 8 月から同年 10 月まで
③ 昭和 40 年 10 月から 41 年 5 月まで
④ 昭和 45 年 4 月から同年 9 月まで

年金事務所に年金記録の照会を行ったところ、過去に勤務していた事業所の年金記録が確認できないとの回答を得たが、申立期間①はA事業所、申立期間②はB事業所、申立期間③はC事業所、申立期間④はD事業所に勤務していたと記憶しているので、申立期間①から④までを厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「A事業所E工場の寮でF職として勤務していた。」と述べているところ、申立人の詳細な説明から、勤務期間は特定できないものの、申立人がA事業所の寮でF職として勤務していたことはうかがえる。

しかし、A事業所は、「当社が保管する健康保険被保険者台帳に申立人の氏名は無いため、申立人が、申立期間①当時、健康保険及び厚生年金保険に加入していなかったと考える。厚生年金保険に加入していない者の給与から保険料を控除することはないと思う。」と回答している。

また、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 40 年 1 月 21 日から同年 10 月 3 日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、B事業所に住み込みで勤務していたと主張したため、申立人が勤務していたと記憶する所在地を管轄する法務局において調査したところ、B事業所の商号登記が確認できた。

しかし、オンライン記録では、B事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認ができない。

また、上述の商号登記簿から確認できる商号使用者は、オンライン記録において、特定することができない。

さらに、申立人は、B事業所の同僚の氏名を記憶していないことから、申立人が、申立期間②において、B事業所に勤務していたことを確認できる証言を得ることはできない。

申立期間③について、申立人は、申立期間③当時、C事業所に住み込みで勤務していたと主張している。

しかし、申立人は、C事業所の同僚の氏名を記憶していないため、申立期間③当時、C事業所において被保険者資格を取得していることが確認できる複数の者に聴取したが、申立人のことを記憶する者はおらず、申立人がC事業所に勤務していたとする証言を得ることはできなかった。

また、C事業所の元事業主は亡くなっているため、申立人の厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況について確認することはできない。

さらに、C事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和40年9月11日から41年7月1日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間④について、申立人は、「G市H区にあったD事業所に勤務していた。」と述べているところ、事業所名簿検索において、申立人が記憶する所在地にD事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認ができない。

また、申立人は、D事業所の事業主及び同僚の氏名を記憶していないことから、申立人が、申立期間④において、D事業所に勤務していたとする証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 12 月 31 日から 7 年 1 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、申立期間は、A事業所において有給休暇を使用したと記憶しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所の平成7年分給与所得の源泉徴収票の退職欄に「6/12/31」と記載されているので、申立期間の在籍は明らかであると主張している。

しかし、B事業所（A事業所の後継事業所）が保管する「人事記録（乙）」及び「人事異動通知書」には、「平成6年12月30日付辞職を承認する」と記録されている。

また、B事業所は、「平成6年12月30日を退職日として処理している。申立期間について、有給休暇を使用したことが確認できないため、源泉徴収票の退職欄は記載誤りとする。」と回答している。

さらに、上述の源泉徴収票の社会保険料等の金額欄は空欄であり、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことが確認できない。

加えて、雇用保険の記録によれば、申立人のA事業所における離職日は、申立期間より前の平成6年9月30日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 3 月 16 日から 43 年 7 月 16 日まで
② 昭和 43 年 7 月 18 日から 44 年 12 月 31 日まで
③ 昭和 45 年 2 月 27 日から 46 年 4 月 21 日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和46年10月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間では別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 8 月頃から 53 年 7 月頃まで
② 昭和 53 年 8 月頃から 58 年 2 月頃まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①及び②について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

申立期間①はA事業所、申立期間②はB事業所に勤務していたので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A事業所に勤務していたとして、同僚の氏名を挙げている。

しかし、C事業所（A事業所の後継事業所）は、「当社が保管する申立期間①当時の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書、及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に申立人の氏名は無いため、申立期間①において、厚生年金保険に加入していなかったと考える。厚生年金保険に加入していない者の給与から保険料を控除することはない。」と回答している。

また、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 52 年 4 月 11 日から 53 年 10 月 11 日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立人がA事業所において一緒に勤務していたと記憶する同僚の厚生年金保険の被保険者記録が、D事業所（A事業所及びD事業所は同一事業主）において確認できるため、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 52 年 5 月 16 日から 53 年 10 月 6 日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない上、E事業所（D事業所が名称変

更)は、「当社が保管する厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の氏名は無い。」と回答している。

申立期間②について、申立人は、職業紹介所から紹介されてB事業所に勤務していたとして、入社の際及び業務内容について詳細に証言している。

しかし、オンライン記録では、申立人が記憶する所在地にB事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認ができないため、F事業所(B事業所の持株会社)に照会したところ、「B事業所で勤務していた従業員は、G事業所(B事業所の関連会社)で厚生年金保険に加入していた。」と回答していることから、G事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和53年3月16日から58年4月16日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

また、F事業所は、「申立期間②当時、職業紹介所から紹介された者は、日々雇用の労働者のため、日雇健康保険に加入していたと思う。」と回答している。

さらに、申立人がB事業所の同僚とする者についてもG事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できない。

加えて、申立人の申立期間①及び②における雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 8 月 7 日から 59 年 3 月 5 日まで

年金事務所に船員保険の加入記録について照会したところ、申立期間については船員保険に加入していた事実はない旨の回答を得たが、船員手帳には、申立期間に A 船舶所有者 B 船舶に乗っていた記録があるので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した船員手帳の記録により、申立人は、A 船舶所有者 B 船舶で、一等航海士として、昭和 56 年 8 月 7 日に雇入れ、59 年 3 月 5 日に雇止めの記録が確認できる。

しかし、オンライン記録から、A 船舶所有者の代表者は既に亡くなっていることが確認できる上、申立期間当時の社会保険事務担当者は、「申立人の記憶はあるが、A 船舶所有者は既に倒産しており、当時の資料も無く、申立期間当時の申立人に係る届出状況等についても覚えていない。」と回答しているため、申立人の申立期間おける船員保険の適用及び船員保険料の控除について確認できる資料及び証言を得ることはできなかった。

また、C 市の回答から、申立期間について、申立人は国民健康保険に加入していることが確認できる。

さらに、オンライン記録から、申立人は昭和 56 年 3 月に老齢年金の受給権を取得したことが確認できるが、申立期間において、仮に船員保険に加入していたのであれば、在職老齢年金として裁定額の全額について支給停止を受けるべきであるものの、申立人に裁定額全額が支給されていることが確認できることから、申立人は、申立期間について船員保険に加入していなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関

連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月 13 日から同年 12 月 31 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

A事業所には昭和 50 年 9 月 13 日から勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が自分より先にA事業所で勤務していたと記憶する同僚の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことはいえる。

しかし、上述の同僚は、「自分は後にA事業所の所長になった。B職の資格を取得するまでは試用期間であり、厚生年金保険には加入せず、保険料も控除していないと思う。」と証言している。

また、申立人と同日にA事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は、「B職の資格試験に合格するまでは試用期間であり、合格してから正職員になった。」と証言している。

さらに、C事業所（A事業所の後継事業所）は、「B職の資格を取るまでは試用期間だった可能性が高いが、書類が無いため、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについては不明である。」と回答しており、申立人に係る厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況を確認できる資料を得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年頃から平成 2 年頃まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。しかし、A事業所に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の回答より、申立人が、B職として当該事業所で出演していたことはうかがえる。

しかし、A事業所は、「申立人を従業員として雇用したことは無い。申立人には、B職の出演料を支払っていたが、厚生年金保険料を控除したことは無い。」と証言している。

また、オンライン記録において、昭和 63 年 1 月 1 日から平成 3 年 3 月 7 日までにA事業所で被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない上、申立人が苗字を記憶する複数のB職のメンバー及びB職のマネジメントをしていた者についても、申立期間中のA事業所における厚生年金保険の被保険者として該当する者は見当たらない。

さらに、A事業所が加入していたC健康保険組合に照会したところ、「申立期間当時、申立人が当組合の組合員であった記録は確認できない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年1月頃から29年8月5日まで
(A事業所)
② 昭和30年3月25日から31年7月頃まで
(A事業所)
③ 昭和31年7月13日から35年1月頃まで
(B事業所)

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

申立期間①及び②はA事業所、申立期間③はB事業所に勤務していたので、申立期間①から③までの各期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、A事業所に勤務していたと主張している。

しかし、A事業所の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿では、申立人に対して、昭和29年8月5日にA事業所の厚生年金保険被保険者として被保険者記号番号が払い出されていることが確認できる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和29年8月5日資格取得、30年3月25日資格喪失と記載されている上、当該被保険者名簿には、同年10月の算定記録の記載が無いことから、申立期間①及び②において、A事業所は、申立人を厚生年金保険の被保険者としていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間①及び②当時の同僚を記憶していないため、当該期間にA事業所の被保険者記録が確認できる複数の者から聴取したが、申立人の

勤務期間について証言を得ることはできなかった。

加えて、C事業所（A事業所が名称変更）は、「当時の書類は残っていないため、申立人の在籍期間及び厚生年金保険の取扱いは不明である。」と回答している。

申立期間③について、申立人が提出した辞令書の写し及び申立人が作成したB事業所の見取図の内容は元役員の証言と一致することから、申立人は、勤務していた期間は特定できないものの、昭和31年7月13日から当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、申立人は、申立期間③当時の同僚を記憶していないため、当該期間にB事業所の被保険者記録が確認できる複数の者から聴取したが、申立人のことを記憶する者はおらず、申立人の勤務期間について証言を得ることはできなかった。

また、B事業所は廃業しており、申立期間③当時の事業主は死亡し、事務担当者も特定できないことから、申立人に係る厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について確認することができない。

さらに、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和31年6月1日から当該事業所が適用事業所でなくなった35年3月1日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月20日から同年10月1日まで

「厚生年金加入記録」を見ると、A事業所の申立期間に係る標準報酬月額は1万4,000円と記録されているが、当該標準報酬月額は4年前に別の事業所に入社したときの標準報酬月額と同じ記録となっている。私はA事業所にB職として引き抜かれ、入社時の昭和36年2月及び同年3月は2万7,000円、同年4月から同年9月までは3万円の給与額をもらっていた記憶があるので、申立期間の標準報酬月額を給与額に見合うように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した在籍証明から、申立人は、昭和36年2月20日に入社し、A事業所においてB職として従事したことが確認できるものの、給与明細書等の関連資料を所持していないことから、申立期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することができない。

また、C事業所（A事業所が名称変更）が提出した申立人に係る失業保険被保険者資格取得確認通知書によると、申立人のA事業所における資格取得年月日は昭和36年2月20日で賃金月額は1万4,000円となっていることが確認でき、C事業所は、「失業保険被保険者資格取得確認通知書から、申立人の入社時の給料は1万4,000円と考えるが、これ以上詳しいことは資料が無いため分からない。」と回答している。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致しており、申立人の標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金

保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 4 月 9 日から同年 12 月 1 日まで
(A事業所)
② 昭和 61 年 9 月 16 日から 62 年 1 月 1 日まで
(B事業所)

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①及び②について、厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

しかし、A事業所及びB事業所に勤務していたことは事実なので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A事業所から提出された職員名簿及び就退職者名簿から、申立人は、A事業所でC職として勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A事業所は、平成 15 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①については厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、A事業所は、「申立期間①当時、厚生年金保険の適用事業所でないことから、申立人の給与から厚生年金保険料を控除することはない。」と回答している。

さらに、申立人がA事業所における後任として記憶する者は、A事業所において勤務したとする期間の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

申立期間②について、D事業所（B事業所が名称変更）の回答から、申立人は、B事業所でC職として勤務していたことが確認できる。

しかし、D事業所は、「申立人は嘱託採用であり、嘱託のC職が厚生年金保険に加入していたか確認できない。」と回答している。

また、申立人が後任のC職として挙げた者は、「私のB事業所における厚生年金保険の加入記録は確認できない。」と証言している。

さらに、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和61年7月10日から62年10月1日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人及び上述の後任の者の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月から 37 年 3 月まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。しかし、A事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した写真、B研修機関修了者名簿及び複数の同僚の証言から、申立人は申立期間においてA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立人は、「B研修機関に1年間在籍しながらA事業所に勤務し、研修修了後も引き続き当該事業所に2年間勤務した。」と述べているところ、B研修機関に在籍していたとする複数の同僚は、オンライン記録から、B研修機関に在籍していた期間は厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、研修修了後、3年以上経過した後にA事業所で厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、A事業所は、「申立期間当時、現場採用従業員を厚生年金保険に加入させるかどうかは現場責任者の裁量に委ねていた。加入させない場合、給与から厚生年金保険料の控除はしていなかった。」と回答しており、上述の複数の同僚は、「現場労働者は、一定の年数と作業レベルに応じて、厚生年金保険に加入させてくれたと思う。」と証言している。

さらに、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 34 年 3 月 1 日から 37 年 6 月 1 日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から 37 年 2 月 15 日まで
② 昭和 37 年 2 月 10 日から 39 年 6 月 10 日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答を得た。しかし、申立期間後に勤務した事業所では脱退手当金を受け取ったが、申立期間は脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、脱退手当金として 2 万 1,000 円ほどを受給したと記憶しているところ、申立期間及び申立人が受給を認めている事業所における被保険者期間を計算の基礎とした脱退手当金の支給額は 2 万 590 円であり、申立人が受給したと記憶する金額とおおむね合致する。

また、申立人が受給を認めている事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間と受給を認めている期間を基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、受給を認めている期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 43 年 12 月 16 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 2142 (事案 1891 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 6 月 10 日から 40 年 7 月 21 日まで
② 昭和 40 年 7 月 21 日から 44 年 5 月 16 日まで

申立期間について、脱退手当金を受給した記憶はあるが、支給日と支給額が記憶と異なっているとして申立てを行い、記録訂正を認めることはできないとの通知を受けたが、国（厚生労働省）の記録のように、昭和 44 年 12 月に 2 万 4,084 円の脱退手当金を受け取った事実はないので、改めて申立てを行いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、申立期間②に係る事業所を退社した際、事業所に脱退手当金の手続を依頼したと述べている上、複数の同僚は、事業所で手続をしてもらい脱退手当金を受給したと証言していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられること、ii) 申立人の申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額（2 万 4,084 円）に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはないことがないこと、iii) 申立人は、「昭和 44 年夏頃、脱退手当金と鉛筆で書かれ封をせず切手も貼っていない茶封筒が自宅郵便受けに入っており、1,700 円ほどを受け取った。」と述べているが、当時、脱退手当金の支払いについては、脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）の窓口若しくは銀行又は郵便局で受給するものとされており、社会保険事務所が申立人の主張する方法で脱退手当金を支給することは考え難いことから、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 8 月 5 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、前回の決定に納得できないとして、再申立てをしてい

るが、新たな資料等の提出は無く、申立人が脱退手当金を受給していないと主張する内容は、前回の主張内容と変わらず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 9 月 1 日から 4 年 9 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険加入期間について照会を行ったところ、申立期間について国民年金加入期間であるとの回答を得た。平成 2 年 9 月 1 日に A 事業所へ入社し、すぐに厚生年金保険に加入したはずであり、そもそも国民年金保険料を納付した覚えは無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成 2 年 9 月 1 日に A 事業所に入社し、入社してすぐに社会保険に加入させてもらった。入社後 1 週間程度で健康保険証をもらった。国民年金保険料を納めた記憶は無い。」と主張しているところ、雇用保険の記録及び A 事業所が保管している労働者名簿から、申立人が申立期間も当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、A 事業所が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」から、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した日は平成 4 年 9 月 1 日であることが確認できる。

また、A 事業所が保管している所得税源泉徴収簿によれば、申立期間における厚生年金保険料の控除は確認できない上、当該事業所は、「入社当初は試用期間のため社会保険には加入していなかった。所得税源泉徴収簿の記載どおり、申立期間中に厚生年金保険料の控除はしていない。また、厚生年金保険及び健康保険に加入していない従業員には、国民年金及び国民健康保険の手続をするよう指導している。」と回答している。

さらに、申立人は、居住地であった B 市で、平成 2 年 6 月 5 日から 4 年 9 月 2 日まで国民健康保険に加入していることが確認できる。

加えて、B市が保管していた国民年金被保険者台帳によれば、申立人は申立期間中、国民年金に加入し、国民年金保険料の納付を意味する検認印が押されており、平成4年9月1日に厚生年金保険加入を理由として資格喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から6年3月29日まで

年金事務所にA事業所での厚生年金保険の標準報酬月額を照会したところ、資格取得時の標準報酬月額が11万円であるのに対し、その後に勤務した期間の標準報酬月額が低くなっている。給与が下がったことは無く給与額に変更は無かったと記憶するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した申立期間に係る標準報酬決定通知書において、当該事業所が社会保険事務所（当時）へ届け出た申立人の報酬月額に基づいて決定された標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、A事業所が提出した厚生年金保険料控除額一覧表において、平成3年10月及び5年10月の定時決定に基づき、申立人の厚生年金保険料は変更されていることが確認でき、当該変更後の厚生年金保険料は、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う金額であることが確認できる。

さらに、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。